（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第四十三条　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一（アゾ化合物（化学的変化により容易に４－アミノジフェニル、オルト－アニシジン、オルト－トルイジン、４－クロロ－２－メチルアニリン、２，４－ジアミノアニソール、４，４′－ジアミノジフェニルエーテル、４，４′－ジアミノジフェニルスルフイド、４，４′－ジアミノ－３，３′－ジメチルジフェニルメタン、２，４－ジアミノトルエン、３，３′－ジクロロ－４，４′－ジアミノジフェニルメタン、３，３′－ジクロロベンジジン、２，４－ジメチルアニリン、２，６－ジメチルアニリン、３，３′－ジメチルベンジジン（別名オルト－トリジン）、３，３′－ジメトキシベンジジン、２，４，５－トリメチルアニリン、２－ナフチルアミン（別名ベータ－ナフチルアミン）、パラ－クロロアニリン、ベンジジン、２－メチル－４－（２－トリルアゾ）アニリン、２－メチル－５－ニトロアニリン、４，４′－メチレンジアニリン又は２－メトキシ－５－メチルアニリンを生成するものに限る。）の項アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品の部分基準の欄５の⑴、４，６－ジクロル－７－（２，４，５－トリクロルフエノキシ）－２－トリフルオルメチルベンズイミダゾールの項基準の欄１の⑴及び⑵、水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムの項基準の欄３の⑵、トリス（１－アジリジニル）ホスフインオキシドの項基準の欄１の⑴、トリス（２，３－ジブロムプロピル）ホスフエイトの項基準の欄１の⑴、３の⑴、４の⑷及び⑱、ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）の項基準の欄１の⑴、ホルムアルデヒドの項繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のものの部分基準の欄１及び同項繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした（出生後24月以内の乳幼児用のものを除く。）、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤の部分基準の欄１の⑴並びに有機水銀化合物の項基準の欄２の⑵を除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一アゾ化合物（化学的変化により容易に４－アミノジフェニル、オルト－アニシジン、オルト－トルイジン、４－クロロ－２－メチルアニリン、２，４－ジアミノアニソール、４，４′－ジアミノジフェニルエーテル、４，４′－ジアミノジフェニルスルフイド、４，４′－ジアミノ－３，３′－ジメチルジフェニルメタン、２，４－ジアミノトルエン、３，３′－ジクロロ－４，４′－ジアミノジフェニルメタン、３，３′－ジクロロベンジジン、２，４－ジメチルアニリン、２，６－ジメチルアニリン、３，３′－ジメチルベンジジン（別名オルト－トリジン）、３，３′－ジメトキシベンジジン、２，４，５－トリメチルアニリン、２－ナフチルアミン（別名ベータ－ナフチルアミン）、パラ－クロロアニリン、ベンジジン、２－メチル－４－（２－トリルアゾ）アニリン、２－メチル－５－ニトロアニリン、４，４′－メチレンジアニリン又は２－メトキシ－５－メチルアニリンを生成するものに限る。）の項アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品の部分基準の欄５の⑴、４，６－ジクロル－７－（２，４，５－トリクロルフエノキシ）－２－トリフルオルメチルベンズイミダゾールの項基準の欄１の⑴及び⑵、水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムの項基準の欄３の⑵、トリス（１－アジリジニル）ホスフインオキシドの項基準の欄１の⑴、トリス（２，３－ジブロムプロピル）ホスフエイトの項基準の欄１の⑴、３の⑴、４の⑷及び⑱、ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）の項基準の欄１の⑴、ホルムアルデヒドの項繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のものの部分基準の欄１及び同項繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした（出生後24月以内の乳幼児用のものを除く。）、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤の部分基準の欄１の⑴並びに有機水銀化合物の項基準の欄２の⑵を除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一アゾ化合物（化学的変化により容易に４－アミノジフェニル、オルト－アニシジン、オルト－トルイジン、４－クロロ－２－メチルアニリン、２，４－ジアミノアニソール、４，４′－ジアミノジフェニルエーテル、４，４′－ジアミノ－３，３′－ジメチルジフェニルスルフイド、４，４′－ジアミノジフェニルメタン、３，３′－ジクロロ－４，４′－ジアミノジフェニルメタン、３，３′－ジクロロベンジジン、２，４－ジメチルアニリン、２，６－ジメチルアニリン、３，３′－ジメチルベンジジン（別名オルト－トリジン）、３，３′－ジメトキシベンジジン、２，４，５－トリメチルアニリン、２－ナフチルアミン（別名ベータ－ナフチルアミン）、パラ－クロロアニリン、ベンジジン、２－メチル－４－（２－トリルアゾ）アニリン、２－メチル－５－ニトロアニリン、４，４′－メチレンジアニリン又は２－メトキシ－５－メチルアニリンを生成するものに限る。）の項アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品の部分基準の欄５の⑴、４，６－ジクロル－７－（２，４，５－トリクロルフエノキシ）－２－トリフルオルメチルベンズイミダゾールの項基準の欄１の⑴及び⑵中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一４，６－ジクロル－７－（２，４，５－トリクロルフエノキシ）－２－トリフルオルメチルベンズイミダゾールの項基準の欄１の⑴及び⑵中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号Ｇ２」を「細孔記号２」に改める。

別表第一水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムの項基準の欄３の⑵中「工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）」を「日本産業規格」に改める。

別表第一トリス（１－アジリジニル）ホスフインオキシドの項基準の欄１の⑴及び別表第一トリス（２，３－ジブロムプロピル）ホスフエイトの項基準の欄１の⑴中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号Ｇ２」を「細孔記号２」に改める。

別表第一ビス（２，３－ジブロムプロピル）ホスフエイト化合物の項基準の欄１の⑴及び３の⑴中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号Ｇ２」を「細孔記号２」に改め、同欄４の⑷中「Ｍ」を「mol／l」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同欄４の⑻中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号Ｇ２」を「細孔記号２」に改める。

別表第一ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）の項基準の欄１の⑴中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号Ｇ２」を「細孔記号２」に改める。

別表第一ホルムアルデヒドの項繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のものの部分基準の欄１中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号Ｇ２」を「細孔記号２」に改め、同項繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした（出生後24月以内の乳幼児用のものを除く。）、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤の部分基準の欄１の⑴中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号Ｇ２」を「細孔記号２」に改める。

別表第一有機水銀化合物の項基準の欄２の⑵中「日本工業規格Ｋ0102の44.1.2のＢ法」を「日本産業規格Ｋ0102の66.1.1」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十四条　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。